

第2 資格審査申請書類記載要領

1 申請書ホルダー

所定の規格（個別フォルダ A4-E）・色（水色）のファイルに編纂すること。

また、所定の表紙及び見出しを印刷し、貼付すること。

2 競争入札参加資格審査申請書（P 13 参照）

- (1) 許可番号及び許可年月日の欄には、既に受けている建設業の許可番号、許可年月日を全て記入すること（3行に記入できない場合は、余白に記入する）。
- (2) 主たる営業所の所在地に該当する郵便番号を記入すること。
- (3) 所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。なお、前回の競争入札参加資格通知書受理後、所在地を変更している場合は、旧所在地も記入すること。（通称ではなく、正式な所在地を記入すること）
- (4) 旧所在地については、前回の競争入札参加資格通知書受理後変更している場合に記入すること。
- (5) 商号又は名称は、必ずフリガナを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。
なお、法人の種類を表す文字については、略号を用いること。（例：(株)、(有)など）
- (6) 旧商号又は名称については、前回の競争入札参加資格通知書受理後、商号又は名称を変更している場合に記入すること。
- (7) 代表者氏名は必ずフリガナを付すとともに楷書でわかりやすく記入し、役職名については、正式な役職を記入すること。

商号又は名称及び代表者名に、J I S規格第1・第2水準以外の文字（旧字等）が含まれている申請者は、申請書の余白に置換可能なJ I S規格水準文字を記入すること。

※置換可能なJ I S規格水準文字の記載がない場合は、県が独自で対応する。

- (8) 連絡先については、主たる営業所における電話番号及びFAX番号を記入すること。
- (9) 経営事項審査の審査基準日については、経営事項審査の申請における審査基準日（令和6年10月1日から令和7年9月30日の間における直前の決算日等）を記入し、総合評価値通知を受けている者は「有」に○を、申請中の者は「申請中」に○をし、「11月、12月、1月」のいずれかに○をすること。

※R8.2月、R8.3月に経営事項審査を受審する場合は、申請期間の対象外となる。

- (10) 建設業の廃業の欄は、**総合評価値通知書受理後**、廃業した業種があれば「有」に○をし、その業種及び廃業年月日を記入すること。該当がない場合は、「無」に○をすること。
- (11) **舗装工事業を申請する者のうち、（一社）日本道路建設業協会に1級又は2級の舗装施工管理技術者として登録している者がいる者は「有」に○をし、資格者証の写しを添付すること（前回添付した者も含む）。**登録者がいない者又は、ほ装工事業を申請しない者は「無」に○をすること。
- (12) 維持管理業務実績高一覧表を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (13) 契約後V E提案採否通知書又は契約後V E縮減額証明書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (14) 新分野進出状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。

- (15) 障がい者雇用状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (16) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (17) 不当要求防止責任者講習の受講修了書の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (18) 建設業労働災害防止協会への加入証明書を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (19) エコアクション21認証・登録証の写しを添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (20) 協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。
- (21) ワークライフバランス関連の認定等の状況確認書類を添付している者は「有」に○を、添付していない者は「無」に○をすること。

※電子入札システムに登録されたEメールアドレスを発注機関からの各種連絡事項に利用することについて、同意する者は「同意する」に○を、同意しない者は「同意しない」に○を、アドレスを未登録の者は「未登録」に○をすること。

3 大分県暴力団排除条例にともなう誓約書（P 14 参照）

- (1) 所在地の欄には、主たる営業所の所在地を記入すること。
（通称ではなく、正式な所在地を記入すること）
- (2) 商号又は名称は必ずふりがなを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。
なお、法人の種類を表す文字については、略号を用いること。（例：(株)、(有)など）
- (3) 代表者氏名は必ずふりがなを付すとともに楷書でわかりやすく記入すること。

4 健康保険等の加入状況（P 15 参照）

- (1) 別紙の「健康保険等の加入状況」（様式1）の下欄の記載要領を参照の上、記入すること。

5 県税納税証明書又は県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書（滞納がないこと）

・県税納税証明書

- (1) 納税証明書は、県税（自動車税を含む）について1通添付すること。
- (2) **令和7年12月1日以降**に県税事務所で証明を受けること。
※証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る
- (3) 証明については、1通につき400円の手数料が必要。
- (4) 納税証明書の交付申請においては、納税証明書交付申請書及び納税証明書に申請者の住所、氏名（法人にあっては、その商号及び主たる営業所の所在地並びに代表者の氏名）を記入のうえ、県税事務所に提出すること。なお、代理申請の場合は、委任状が必要。
- (5) 証明書は即日交付できない場合があるので、早めに申請すること。

・県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書（P 16 参照）

- (6) 納税証明書の添付を省略しようとする場合は、「県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書」を提出すること。
- (7) 納税状況の確認で県税に滞納が確認され、指定する期日（納税証明書の証明期間と同一）までに納税証明書を提出できなかった場合は、入札参加資格を有するとは認められず、資格を認定しない。

大分県が全ての県税の納税状況を確認し、その結果を資格審査に利用することに同意する業者について、「県税に関する誓約書兼納税確認に関する同意書」を提出することで、納税証明書の添付を（「指定日」までの申請に限り）省略できる。

※「指定日」・・・今年度指定日は令和8年1月9日（金）とする。

指定日後の申請については、これまでどおり納税証明書原本を提出すること。

注 意	納税証明書の添付を省略した場合、申請時点で未納税額がなくても、 <u>確認日時点で未納税額（納期限未到来のものは除く。）があった場合は、入札参加資格を有すると認められないので、十分に注意してください。</u>
------------	--

6 国税納税証明書（未納がないこと）

- (1) 申請者が法人である場合においては法人税及び消費税、個人である場合においては所得税及び消費税について証明してもらうこと。

※証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る

- (2) 納税証明書の様式は、個人事業主においては国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2、法人においては国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3に限る。
- (3) 証明については、1通につき通常400円の手数料が必要です。
- (4) 電子納税証明書（PDF）を印刷したものでも可（原本の写しは不可）とするが、印刷が不鮮明なもの、真正性が確認できないもの等については、原本の再提出をお願いすることがあります。

※原本の再提出を求めた場合、証明日が2月以降となった場合、入札参加資格を有すると認められないので、十分に注意してください。

7 技術職員名簿（P 17、18、19 参照）

令和7年12月1日現在において在職する常勤の技術職員について、下記のとおり技術職員名簿を朱書きで訂正又は記入し添付すること（修正液等での修正は不可）。

- (1) 令和7年度の競争入札参加資格を有している者（P 18、19 参照）
- ・前年度の技術職員名簿は、公共工事入札管理室から送付するもの、又は管轄する土木事務所から受け取り、変更のあった技術職員及び有資格区分コードについて、朱書きで追加又は削除する。
 - ・余白に「令和7年12月1日現在」と朱書きで記入する。
 - ・すべての技術職員について、変更がない場合は、余白に「変更なし」を朱書きで記入する。
- (2) 令和8・9年度に新規で競争入札参加資格申請をする者（P 17 参照）
- ・ホームページ掲載の技術職員名簿（新規用）、又は管轄する土木事務所から受け取り、令和7年12月1日現在において在職する常勤の技術職員について、朱書きで氏名及び資格者コードを記入する
 - ・余白に「令和7年12月1日現在」と朱書きで記入する。

- (3) 技術職員及び資格者コードについて、追加及び上位資格の取得があった場合は、下記の資格を証する書類を添付すること（経営事項審査で認定済みであることを理由に原本を省略することは不可）。

- ・資格者証（写）
- ・実務経験証明書（原本）
- ・卒業証書（写）又は卒業証明書（原本）
- ・監理技術者資格者証（写）※有効期間内であるか確認を要するため登録済でも毎回添付すること

※なお、技術職員を新たに追加した場合には、その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

8 舗装施工管理技術者資格者証の写し

舗装工事業を申請する者のうち、令和7年12月1日現在において、（一社）日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、技術者として登録されている者を**常勤職員**として雇用している者は資格者証の写しを添付すること。

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

9 維持管理業務実績高一覧表（P20、21参照）

土木工事業の総合実績高として、維持管理業務の受注実績を計上し申請する者は、申請する維持管理業務の履行契約期間が2年に満たない場合には維持管理業務実績高一覧表（様式2）を、履行契約期間が2年を超える場合には維持管理業務実績高一覧表（様式3）を提出すること。

なお、維持管理業務実績高一覧表（様式2）（様式3）のそれぞれ下方に、添付する書類が記載されているので、添付漏れのないよう提出すること。

なお、該当する平均維持管理業務実績高の定義は次のとおりである。

● 次の1又は2のすべての要件を満たす業務の実績額を2で除した金額

- 1 元請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。）

- (1) 契約期間が2年に満たない場合

- ① 大分県又は大分県内の市町村が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、元請けで受注したものに限る。
- ② 令和5年12月1日から令和7年11月30日までの間に契約期間が満了し、その全部について引渡しが完了したものに限る。

- (2) 契約期間が2年を超える場合

- ① 1の(1)の①と同じ
- ② 令和5年12月1日から令和7年11月30日までの間に、その一部又は全部について引渡しが完了したものに限る。

- 2 下請けで受注した業務（発注業種は「土木一式工事」、「舗装工事」、「とび・土工・コンクリート工事」に限る。また、一次下請けに限る。）

- (1) 契約期間が2年に満たない場合

- ① 大分県が発注した土木施設の維持管理（補修）業務（災害時の対応業務を含む）で、あらか

じめ書面により発注者の承諾を得た業務を、一次下請けで請け負ったもの。

- ② 1の(1)の②と同じ
- (2) 契約期間が2年を超える場合
 - ① 2の(1)の①と同じ
 - ② 1の(2)の②と同じ

10 契約後VE提案採否通知書又は契約後VE縮減額証明書の写し

大分県土木建築部契約後VE方式実施要領（以下「VE実施要領」という。）に基づくVE提案を行い、採択された工事がある者のみ、契約後VE提案採否通知書の写し又は契約後VE縮減額証明書の写しを添付すること。

ただし、VE実施要領第7に基づくVE提案の採否の通知年月日が、令和5年4月1日から令和7年3月31日までのものに限る。

11 新分野進出状況確認書類（P23参照）

- (1) 令和4年12月1日から令和7年11月30日までの間に、日本産業分類で定める「大分類D・建設業」以外の分野の産業へ進出し、500万円以上の支出を行った者又は中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第9条第1項に基づき「経営革新計画」の承認を得た者のみ添付すること。

ただし、令和7年12月1日現在において進出した新分野事業を継続して営業している者に限る。

- (2) 法人においては、法人自らが支出・出資等を行って①から③のいずれかに該当した者に限る。

ただし、進出分野が建設会社からの出資が制度上難しい農業分野等であり、新しく設立した農業法人等の代表者が令和7年12月1日現在において建設会社の役員又はこれに準ずるものである場合、役員などが個人として出資したとしても評価項目として認める。

- ① 自らの会社における新分野進出
- ② 新会社を設立し、新分野進出
- ③ 共同出資で新会社を設立し、新分野進出

- (3) 申請書類・添付書類は次のとおりとする。

◎500万円以上の支出を行って新分野進出した者

- ・新分野進出状況申告書（様式4）
- ・定款の写し
- ・商業登記簿謄本の写し（新会社を設立した場合のみ必要）
- ・新分野に進出した日及び活動状況を証する書類（株主総会又は取締役会の議事録の写し、パンフレット等）
- ・500万円以上支出したことを証する書類の写し（領収書、固定資産台帳等）

※前年度以前に同一内容の新分野進出状況申告書を提出した者は、新分野進出状況申告書のみの提出で可。

◎経営革新計画の承認を得た者（「大分類D・建設業」以外の分野に進出した場合に限る）

- ・経営革新計画承認通知書の写し

※他会社（新会社を除く）への出資金は、500万円の支出として認めない。また、「風俗営業等の

規則及び業務の適正化等に関する法律」に定める風俗営業と性風俗関連特殊営業に該当するものに進出した場合は、評価項目の新分野進出として認めない。

12 障がい者の雇用状況確認書類

- (1) 令和7年12月1日現在において、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者（以下、「障がい者」という。）を雇用している者のみ添付すること。
- (2) 個人にあつては**事業主本人又は支配人以外の者**、法人にあつては**役員以外の者**で、常勤性のある従業員に限る。
- (3) 添付書類は下記のとおりとする。

◎障害者の雇用の促進等に関する法律第43条の規定により雇用義務のある者

- ・令和7年6月1日現在の「障害者雇用状況報告書」（同法施行規則第8条）の控の写し
- ・令和7年6月1日以降、新たに障がい者を雇用した場合は、その者の「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

◎雇用義務はないが障がい者を雇用している者

- ・「身体障害者手帳」の写し、「療育手帳」の写し又は「精神障害者保健福祉手帳」の写し

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

- (4) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しの提出にあたっては、**事前に手帳所持者本人の了承を得ること。**

※障がい者の把握・確認にあたっては、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成17年11月4日付け厚生労働省職業安定局長通知、職高発第1104001号）により、適正な把握・確認に努めること。

13 若年労働者の新規雇用状況確認書類(P24参照)

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 評価対象となる若年新規雇用者は、下記の要件を全て満たす者に限る。
 - ① 令和7年12月1日現在において、常勤の「役員又は建設業従事者（個人事業主含む）」であること。
 - ② 雇用年月日が令和4年12月1日から令和7年11月30日までの間であること。
 - ③ 令和7年12月1日現在において、年齢が40歳未満であること。
 - ④ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険加入者であること。

※その職員の雇用年月日が確認できる資料（健康保険証写し等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

14 建設業従事職員数の状況確認書類(P24参照)

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 評価対象となる建設業従事職員数は下記の要件を満たす者に限る（外国籍の職員も可）。
 - ① 令和7年12月1日現在において、常勤の「役員又は建設業従事者（個人事業主含む）」であること。
 - ② 社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険に加入している者であること。

③ ②の社会保険（健康保険・厚生年金保険）又は雇用保険に加入出来ない者においては、他の書類により常勤性を確認出来る者であること。

- (3) 建設業以外の事業を兼業する事業者については、建設業に従事しない職員は従事職員数に含まないこと。

※その職員の常勤性が確認できる資料（社会保険被保険者報酬月額決定通知書、出勤簿、給与台帳等）を申請書類提出時に提示すること。

ただし、被保険者等（本人）の記号・番号及び保険者番号をマスキングした上で提示すること。

15 不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）の受講状況確認書類（P24参照）

- (1) 若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）を提出すること。
- (2) 加えて、令和4年4月1日から令和7年11月30日までの間に「不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）」を受講した者がいる場合は受講修了書の写しを添付すること。
- (3) 評価対象となる不当要求防止責任者講習（暴力団対策講習）の受講者は、下記の要件を満たす者に限る。

受講者は当該建設業者に在籍中に受講し、令和7年12月1日現在において、当該建設業者に常勤していること。

※不当要求防止責任者講習者（暴力団対策講習）は、様式5の若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿掲載者でなければ評価対象としない。

※受講修了書の写しのみの提出は、不可。若年新規雇用者及び建設業従事職員名簿（様式5）も作成、提出すること。

16 建設業労働災害防止協会への加入状況確認書類

令和7年12月1日現在において、建設業労働災害防止協会に1号会員（2号会員の場合は不可）として加入している者は、同協会大分県支部（大分市城崎町3丁目3番41号 電話：097-538-0745）に証明願を提出し、証明を受けその証明書を添付すること。

17 エコアクション21の認証取得状況確認書類

令和7年12月1日現在において、エコアクション21の有効な認証・登録証の写しを添付すること。

18 協力雇用主の登録状況確認書類（P25参照）

- (1) 令和7年12月1日現在において、大分保護観察所に保護観察対象者の協力雇用主として登録を受けている場合は、「協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書（様式6）」（P25参照）を提出すること。
- (2) 令和7年12月1日以降に大分保護観察所で証明を受けること。

※証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る

【協力雇用主の登録又は証明に関する問い合わせ先】

大分保護観察所 （就労支援担当）

〒870-8523 大分県大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎5階
TEL: 097-532-2053 FAX: 097-538-9802

※協力雇用主の「登録手続き」には、1ヶ月以上の期間を要すること。

【証明書の発行手続きについて】（大分保護観察所 就労支援担当への事前確認による）

- 申請先 : 大分保護観察所（上記連絡先）
申請方法 : 郵送に限る。※『返信用封筒（宛名記載・切手貼付済み）』を同封すること。
提出部数 : 1部（協力雇用主の登録に関する証明願兼証明書（様式6））
証明手数料 : 不要
注意事項 : ①証明書の発行や返送は一定の期間を要するため、早めに手続きすること
: ②令和7年12月1日以降に大分保護観察所で証明を受けること（再掲）
※証明日は令和7年12月1日から令和8年1月30日の間に限る（再掲）

19 ワークライフバランス関連の認定等の状況確認書類

ワークライフバランス関連の認定等の状況が確認できる書類を提出すること。

- ① 令和7年12月1日現在において、評価対象となる建設企業等は次のいずれかの認定または表彰実績がある者。
- ア 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく都道府県労働局長の認定（ユースエール認定）
 - イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく都道府県労働局長の認定（えるぼし認定）
 - ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく都道府県労働局長の認定（くるみん認定）
 - エ おおいた働き方改革推進優良企業表彰
 - オ おおいた女性活躍推進事業者表彰
- ② 審査基準日の属する年度において、女性が輝くおおいた推進会議代表あてに提出した「女性活躍推進宣言」に対する取組状況の報告書を提出し受理されている建設企業、又は「女性活躍応援県おおいた認証企業」として受理されている建設企業。
（ただし、①で加点対象となる場合は除く）